

周南市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応要領【概要】

◇概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）により、「障害を理由とする差別」が禁止され、差別を解消する取り組みについて、国が「基本方針」を作成し、行政機関ごとに対応要領を定めることが努力義務とされました。

本対応要領は、障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる事例等を示し、職員が適切に対応するために必要な要領を定めたものです。

◇主な取り組み内容

不当な差別的取扱いを禁止します

障害を理由に

- ×窓口対応を拒否する
- ×施設の利用を制限する
- ×対応の順序を劣後させる 等

合理的配慮を提供します

- 例1) 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを準備する（物理的環境への配慮）
- 例2) 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる（意思疎通の配慮）
- 例3) 車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更する（ルール・慣行の柔軟な変更）

相談体制を整備します

人事担当課に相談窓口を設置し、障害を理由とする差別を受けた障害者及びその家族等からの相談等に対応する

研修・啓発を行います

職員に対し、障害を理由とする差別の解消に関する事項について理解させるために研修を実施し、障害者へ適切に対応するため、意識の啓発を図る

◇施行について

平成28年4月1日施行